

職 名	会計年度任用職員（パートタイム）
職 種	相談・訪問員（介護福祉士または社会福祉士）
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生活や健康、介護等の相談、高齢者宅の訪問等</li> <li>・高齢者に関する窓口・電話対応業務</li> <li>・認知症地域支援推進員業務</li> </ul>
募 集 人 数	1名
募 集 条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士または社会福祉士の資格を有する人（必須）</li> <li>・パソコンや文書作成・表計算ソフトの基本操作ができる方（資格不要）</li> </ul>
任 用 期 間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日</p> <p>※任用期間満了後に勤務成績が良好であるなど一定の条件を満たした場合は、再度任用されることがあります。</p>
勤 務 地	大野町役場 福祉課（揖斐郡大野町大字大野80番地）
勤 務 日 数 及 び 時 間	<p>週5日</p> <p>1日7時間 午前9時00分～午後5時00分（休憩時間60分） ※応相談</p>
休 日 等	土日・祝日・年末年始
報 酬 額	時給1,415円 ※別途、通勤距離により通勤手当相当分の支給あり
支 払 日	翌月10日払い（10日が土日祝日の場合は、当該日の直前の平日に支払う。）
手 当	勤務条件により期末手当・勤勉手当の支給あり
休 暇	年次有給休暇、その他休暇制度あり
加 入 保 険	勤務条件により共済保険、厚生年金、雇用保険等に加入
身 分 ・ 服 務 欠 格 条 項	<p>地方公務員法及び大野町条例等を適用</p> <p>【欠格条項】次のいずれかに該当する方は申込できません（地方公務員法第16条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方</li> <li>・大野町職員を懲戒免職になり、その日から2年間を経過していない方</li> <li>・人事委員会又は公平委員会の委員の職あって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方</li> <li>・日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方</li> </ul>
問 合 せ 先	福祉課 0585-35-5369（直通）